

# 東通原子力建設所における 保安規定認可申請の概要について

---

2020年5月28日

東京電力ホールディングス株式会社

**TEPCO**

# 東通原子力建設所の保安規定認可申請の概要

新検査制度導入に関する原子炉等規制法の改正（2017年4月14日公布、2020年4月1日施行）に伴い、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に保安規定の認可を受けることが必要となり、東通原子力建設所において、以下のとおり保安規定認可申請を実施する。

## 【申請の主な概要】

項目	内容
申請フェーズ	・本格的な建設工事の着手前から建設工事に行う燃料の搬入前までに係る保安活動を申請
品質管理規則を踏まえたQMSの整理	・「品質管理基準規則」が制定され、QMSはこれに基づき規定することになったためその内容を申請
保安管理体制	・青森事業本部長を建設所の統括的な管理者として位置づけ等
施設管理	・設置段階から保安規定が要求されたこと、法定検査が事業者検査化されたことを記載
保安教育	・今回の申請では、所員への保安教育を品質保証、施設管理に関する事項に限定して記載

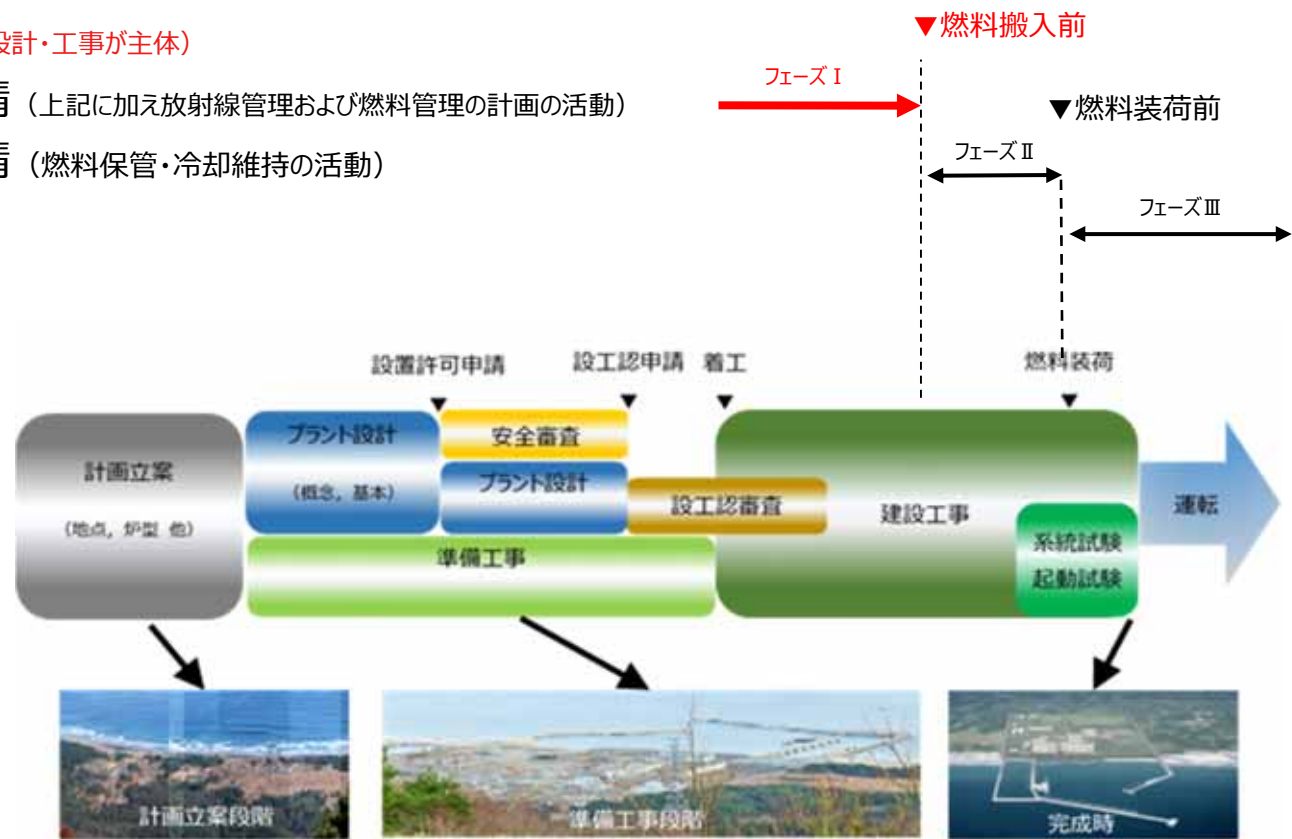
# 申請フェーズ

- 運転開始までを3つのフェーズに分け、本申請は、本格的な建設工事の着手前から建設工事中に行う燃料の搬入前までに係る保安活動を本申請の範囲とする。
- これら申請フェーズについては保安規定「附則」に記載。

## I. 今回の申請フェーズ (設計・工事が主体)

II. 燃料搬入前までに申請 (上記に加え放射線管理および燃料管理の計画の活動)

III. 燃料装荷前までに申請 (燃料保管・冷却維持の活動)



標準的な建設プロセス

- 本申請フェーズでの規定内容は、基本的には法令改正に伴う当社既設プラントを踏襲。
- 一部東通、建設炉特有の内容を規定しており、主に以下のとおり。

## ■ 保安管理体制



- 社長－原子力・立地本部長－青森事業本部長－建設所長（青森事業本部長を建設所の統括的な管理者と位置づけ）の体制
- 青森事業本部長の下に建設所を配置することにより、対外対応部門と建設所を一体的に運営・事業管理がすることができ、両組織の相互理解が進み課題解決の促進や効率的なリソース配置により全体的な業務品質の向上を図る
- 青森事業本部内にエンジニアリング部門を配置することにより、設計・工事を行う建設所技術系の各グループと一体的に業務を行うことができ、原子力発電所の建設プロジェクトをより計画的に進める

## ■ 施設管理

原子炉等規制法等の改正に伴い、保守管理が設計と一体となった施設管理に変更となり、保安のための措置等に係る運用ガイドを参考として保安規定を定めることとされており、本フェーズにおいては建設段階であることから、設備の使用開始後の保安活動※を割愛して申請。

※：点検計画、定期事業者検査、経年劣化に関する技術的な評価 等

# (参考) 各申請フェーズの保安規定の構成

## 設置の工事の段階に応じた保安規定の構成の変遷



保安規定	今回の申請対象	燃料搬入前までに申請	燃料装荷前までに申請
第1章 総則	○	○	○
第2章 品質保証	○	○	○
第3章 保安管理体制	△	△	○
第4章 運転管理	-	△	○
第5章 燃料管理	-	△	○
第6章 放射性廃棄物管理	-	△	○
第7章 放射線管理	-	△	○
第8章 施設管理	△	△	○
第9章 緊急時の措置	-	△	○
第10章 保安教育	△	△	○
第11章 記録及び報告	△	△	○
附則※	○	○	○

※設置の工事の各段階において定める事項及び時期を附則にて規定する。